

## 河川用地一時使用届出書取扱要領

### (目 的)

第1条 この要領は、千葉市が管理する河川用地の占用等に該当しない河川用地の使用について、河川用地一時使用届出書を使用者から提出してもらうことにより、河川の使用状況を適切に把握し、河川管理に役立てることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要領における定義は、下記のとおりとする。

- (1) 河川用地の占用等とは、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に規定する河川用地の占用、千葉市公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号）に規定する行政財産（河川）の目的外使用をいう。
- (2) 河川用地の使用とは、河川用地の占用等に該当しない河川用地の一時的な使用で、次の河川用地の使用をいう。
  - ① 番組・映画撮影
  - ② 民地の工事に係る重車両等の駐車
  - ③ 神輿渡御の為の通行止め等
  - ④ 街頭募金等
  - ⑤ その他市長が特に認めるもの

### (届 出)

第3条 市長は、前条第2号の河川用地の使用を行う者に対し、下記の書類を添付した河川用地一時使用届出書を届け出させるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 使用状況がわかる図面
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### 附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

年 月 日

## 河川用地一時使用届出書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者 住 所  
氏 名  
又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

担当者

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

下記により、市が管理する河川用地を一時的に使用したいので、関係書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 使用場所 区
- 2 目 的
- 3 使用内容
- 4 使用期間 年 月 日 ( ) から  
年 月 日 ( ) まで 【 日間】
- 5 使用時間 : から : まで
- 6 河川施設を損傷した場合の対応
- 7 添付書類 位置図、使用状況がわかる図面、その他 ( )
- 8 その他  
※「裏面記載の条件を遵守すること。」

<河川用地一時使用届出における遵守事項>

- 1 付近住民に、届出事項を説明し、理解と協力を得ること。必要に応じ、町内会長、自治会長の理解と協力を得ること。
- 2 現場責任者又はその代理人は、原則、現場に常駐とし、河川管理者からの問い合わせ等があった場合には、これに応じること。
- 3 事故防止に万全を期し、事故が発生した場合は直ちに適切な措置を講じること。
- 4 周辺の交通及び住環境に影響を及ぼさないように注意するとともに、本届出に起因して、河川用地管理者、若しくは第三者に損害を与え、また、第三者から苦情があった場合には、届出者の責任において、損害賠償又は苦情処理の措置を講ずること。
- 5 終了後は、現場を原形に復すること。
- 6 届出事項に変更（中止を含む。）が発生した場合には、河川管理者へ速やかに連絡すること。
- 7 河川管理者が河川工事若しくは河川施設の管理の必要から、本届出事項の中止を求めたときは、これに従うこと。

また、本届出の申請事項等に虚偽があった場合、本届出事項の中止を求めることがあるので、これに従うこと。